

第 1 7 2 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書を一部公開とした決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 平成24年10月30日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、児童福祉専門分科会の議事録保存分全ての公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 同年11月12日、実施機関は、本件公開請求に対して、請求の対象となる名古屋市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（以下「児童福祉専門分科会」という。）の議事録（第39回、第40回、第41回、第42回、第43回、第44回、第45回、第46回、第47回、第48回）（以下これらを「本件対象文書」という。）を特定し、次の理由により一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

条例第 7条第 1項第 1号に該当

里親認定等における審査・報告等の情報及び個別の虐待事例に関する具体的な情報については、個人の経歴等に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもののうち通常他人に知られたくないもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の利益を害するおそれがあるものと認められるため。

3 同日、異議申立人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書で主張している異議申立ての理由は、次のとおりである。

議事録の会議内での議事、検討の内容が不明であり、文書の特定が不足している。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件対象文書には、児童福祉専門分科会において、公開で行った議題の資料説明に対して、結果として反対及び修正意見がなかったことから、確認のための発言等の有無のみが議事録として記載されている。また、非公開で行った議題に関しては、内容が個人情報等に関するものであるため、発言に関しては有無を含め記録せず、審議の結果である承認又は不承認のみ記している。
- 2 議案に対する反対又は修正の意見を確認する必要から会議中にメモ等を取っているが、該当する発言が無い場合は、その他の発言の有無を確認し議事録を作成した後にメモ等は廃棄しているため、文書の特定は不足していない。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件対象文書が本件公開請求の対象となる行政文書に該当するか否か及び本件対象文書以外に本件公開請求の対象となる行政文書が存在するか否かが争点となっている。

2 本件公開請求の対象となる行政文書について

(1) 異議申立人が請求している行政文書は、児童福祉専門分科会の議事録保存分全てである。

(2) 当審査会の調査によると、児童福祉専門分科会の議事録の作成について次の事実が認められる。

ア 児童福祉専門分科会は、実施機関の附属機関である名古屋市社会福祉審議会の専門分科会の一つであり、児童福祉に関する事項の調査審議を所管している。

イ 子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課は、児童福祉専門分科会の事務局として、議題に関わらず出席しており、議事内容の確認のため議事録を作成していた。

ウ 議事録の作成にあたっては、事務局の担当職員が委員の発言内容をメモに記録するとともに、ICレコーダーにより録音をしていた。

エ 担当職員のメモ及び録音データは、組織内での共有はされておらず、また、いずれも議事録作成後に廃棄された。

オ 議事録の他に議事の内容がわかる文書として、一部の児童福祉専門分科会について、欠席した委員に資料を送付するための文書が存在し、当該文書の一部に議事の概要が記載されていることが認められる。

カ なお、実施機関は、現在は児童福祉専門分科会の議事録について、ICレコーダーにより録音した内容をメモで補完し、発言者及び発言内容を記載するよう作成方法を見直していることが認められる。

(3) 次に、本件対象文書が、本件公開請求の対象となる行政文書に該当するか否かを判断する。

ア 本件対象文書は、実施機関が児童福祉専門分科会の事務局として議事内容の確認のため作成したものである。

イ また、本件対象文書には、児童福祉専門分科会の日時、場所、出席者、欠席者及び議事が記載されている。

ウ したがって、本件対象文書を、本件公開請求の対象となる行政文書として特定したことは、妥当である。

(4) 次に、異議申立人は、本件対象文書は議事及び検討の内容が不明であり、公開すべき文書に不足があると主張するので、本件対象文書以外に本件公開請求の対象となる行政文書が存在するか否かを判断する。

ア 上記(2)オの文書は、児童福祉専門分科会を欠席した委員に対し、分科会終了後、資料等の送付について通知するために作成された文書であり、会議の経過や結果を記録するための議事録に該当するとは言えず、本件公開請求の対象となる文書とは認められない。

イ 本件対象文書の他に議事の内容が記録された録音データやメモが作成されたが、いずれも組織として共用されないまま議事録作成後に廃棄されており、本件公開請求の時点には存在していない。

ウ また、審査会の調査によっても他に議事録にあたる文書の存在は確認できなかった。

エ したがって、本件対象文書以外に本件公開請求の対象となる行政文書は存在しないと認められる。

3 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

4 審査会の要望

条例第36条は、附属機関及びこれに類するものの会議の公開について定めており、その趣旨は会議の公正な運営を図り、もって市民の市政への参加を進め、公正かつ透明性の高い市政を推進するため、附属機関等は、原則としてその会議を公開することとしたものである。

また、会議における議事録の作成については、名古屋市情報公開条例施行細則第18条第 1項において、附属機関等は、会議の終了後、速やかに、会議録及び議事の概要を作成しなければならないと定めており、附属機関等の会議の公開に関する事務取扱要綱第 6条において、会議録等の作成及び公表の方法等として会議録に記載すべき事項等について定めている。

児童福祉専門分科会は、児童福祉に関する事項の調査審議を行う附属機関であるにもかかわらず、本件対象文書は議事録として十分な内容が記載されているとは言い難い。

今後は、児童福祉専門分科会の附属機関としての設置の趣旨、役割等の重要性及び民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資するという条例の目的を十分に認識の上で議事録を作成するよう審査会として要望する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成24年11月28日	諮問書の受理
11月29日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
12月21日	実施機関の弁明意見書を受理
12月26日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知

平成26年11月14日 (第168回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
平成27年 2月13日 (第171回審査会)	調査審議
3月12日	異議申立人に弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を提出するよう再度通知
4月17日 (第173回審査会)	調査審議
5月 1日	異議申立人に弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を提出するよう再度通知
6月12日 (第175回審査会)	調査審議
8月21日 (第177回審査会)	調査審議
12月18日 (第181回審査会)	調査審議
平成28年2月23日	答申